

Special Essay

図書館と著作権

RI 施設

井上 浩義

田舎で、本に乏しい環境に育った身には、図書館はあこがれの対象であった。時空と距離を越えて巡り会える先達の声。そこには子どもが持ついくつもの謎に対する答えがあった。さらには、書架の向こうには可愛い女の子が座っているような気さえした。しかし、近頃の図書館は、昔のイメージでは捉えきれなくなっている。本だけでなく、ビデオやDVDなども貸し出して頂けるし、読み聞かせ会や映画上映会も開催されている。いやいや、書架があり、机があり、椅子がある図書館だけでなく、ネットを開けば、そこにはたくさんの電子図書館たちが鎮座している。

この図書館は、今更言うまでもなく著作権が集積である。御承知のように著作権は、知的財産権の一つであるが、特許や商標といった工業所有権とは異なり、文化的所有権である。特許や商標が方式主義をとるのに対して、著作権は無方式主義をとり、その権利は50年間(映像ソフトは70年)続く。近頃、明治～昭和初期の文豪の絶版本が復刻されることが多いが、国民が名作に目を向け始めたわけではなく、著作権が切れて出版社が著作料を払わずにすむため、収益ラインが下がっただけのことである。それにしても、近頃では、図書館で複写するのも記録が必要だし、著作物の全部を複写してはいけない。また、複写は小中高校の図書館などでは認められない。そもそも複写は図書館が主体となって行うべきものであって個人が複写することは許されない…このような複写の例だけでなく、数年前から言われている図書館問題はもっと図書館存立の根底に関わっている。すなわち、図書館での本などの貸し出しが著作権者の利益を侵害しているという議論である。既存の図書館がそうであるからネット上の電子図書館に至っては著作権を考えると何も開示できない。

著作権は大事な権利であるが、その著作権が目的とする“文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与する”ためには、図書館についてはその権利を制限するのもやむを得ないかもしれない。イギリスなどのように、公共貸与権を設定して著作権料を支払うというの一つの手段であるが、図書館の持つ活字文化の醸成機能は、著作権側にも利益になると考える。知の交流の場である図書館は今、岐路に立っているのかもしれない。

書架の向こうに可愛い女の子が座っているはずもない。